時評

新型コロナ感染拡大に思う

弁護士
間部俊明

新型コロナに感染しながらも、適切な医療を受けることができないまま死亡する人や重症化する人々が多数出ている状態が続いた。「緊急事態だ」、「戦時だ」との言葉が行き交い、根本的な議論がされないまま時が経過し、３年目の年明けを迎えた。

この事態をどう考えればよいのか。唐突かもしれないが、患者の権利宣言の今日的再構成とその議論の深化が必要ではないだろうか。

1992年、日弁連人権大会は「患者の権利の確立に関する宣言」を採択した。患者のための医療が実現されるには、憲法第13条等に基づき、医療現場でインフォームド・コンセントを中核とする患者の権利が保障されることが必要であること等を宣言し、社会に大きなインパクトを与えた。そこには、患者は、適切な医療を受ける権利を有しているとの前提があった。コロナ患者が適切な医療を受けることができないのは、その前提としての患者の権利の侵害である。コロナに感染した患者は、国に対し、適切な医療を受けることを求めることができるし、医療体制が十分でないのであれば、医療を受けられるような医療体制の整備を求める権利があるし、国は、至急、医療制度を整備し、コロナ患者に適切な医療を提供する義務がある。このことを社会全体で確認すべきである。

この２年間、政府は、２度のワクチン接種はしたものの、今ある医療を前提に医療の逼迫を言い、患者の「自宅療養」を正当化し、国民の自助努力を求め、後は給付金等を出すだけだった。今、私たちは、新型コロナを契機として社会国家的国務請求権として患者の権利を再構成し、さらに患者の権利を起点として、患者の権利を実現するための医療体制改革を目指して、地域医療充実基本法（仮称）の制定を提言すべきではないか。

次に思うのは、第６波が米軍基地から始まったことについての対応である。１月７日、沖縄県での新型コロナ感染者は1414人と過去最多となり、東京をも上回った。9日、日米合同委員会は、10日から14日間の軍関係者の外出制限等の措置に関する共同声明を発した。

ことは日本国民の命に関わることである。そうだとすると、政府は、沖縄など全国にある米軍基地に起因する新型コロナ感染拡大を防止するため、日米地位協定の見直しに着手すべきではないか。地位協定第９条２項は、「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令から除外される」と規定する。「入国時の検疫が免除される」と規定しているわけではない。1月7日朝日によると、「外国人の管理」の中に「入国時の検疫」も含まれるというのが外務省地位協定室の説明のようだが、ここでいう「管理」は、「外国人の登録」と並んで規定された用語であり、あくまで一般的な言葉である。日米地位協定締結時、米軍基地に起因する新型コロナ感染のここまでの拡大は想定していなかったはずである。しかも、基地内での新型コロナ感染はこれからも継続する蓋然性が高い。いわば、特段の事情変更が生じている。そのことに照らせば、政府は、国民の命を守るために、地位協定第９条２項の解釈を質し、同項の意味を明確にするため、軍関係者の入国時の防疫検査を義務づける等の改訂を申し出るべきである。

7日朝日は、９条２項の運用について、日米合同委員会は２つの取り決めをしているが、今回その取り決めが不十分であったと書く。米軍は以前出国前の検査をしていたが、米国内でのワクチン接種が進み、感染者が減ったことから9月に検査を免除し、入国後の検査はそもそもしていなかったというのである。しかも、12日赤旗によれば韓国などに出国するときはPCR検査を義務としていたとか。何ということだろうか。だとしたら、地位協定改正の申し入れと並行して、その運用改善の申し入れと交渉をすべきである。そのヒントになるのが、米軍と地元自治体が締結している消防相互援助協定である。字数が尽きたので、この点は他日を期したい。

（まなべ　としあき）